

## パブリックコメント結果を踏まえた第一次指定についての考え方

平成 17 年 4 月 5 日  
特定外来生物等専門家会合

### 1. 第一次の指定対象とすることが適切であるとした 37 種類の外来生物について

#### (1) 寄せられたコメントの内容

全ての外来生物についてコメントは、  
生態系等への被害の判定に係る科学的知見に関するもの  
社会的・経済的影響に関するもの  
その他（心情的な理由、手続きに係る理由など）  
に大別された。

この中で、専門家会合としては、特に を精査することが重要と考える。

#### (2) 生態系等への被害の判定に係る科学的知見に関する考え方

##### 1) オオクチバスについて

(イ) オオクチバスに関しては、次のような意見が寄せられた。

- ・科学的調査データが十分でない。
- ・一時的に爆発的に増加しても時間がたてば減少し、生態系と調和する。
- ・在来種減少の主原因は環境悪化でありオオクチバスは原因でない。

(ロ) これらの意見は、これまでの本専門家会合の検討過程において提起された意見であり、専門家会合としてはこれまでで得られた知見の蓄積により、「オオクチバスは、

地域的な在来生物の絶滅をもたらしうること  
在来生物の生物環境に著しい変化をもたらしうること  
生物群集や種間関係の著しい変化をもたらしうること

から、生態系へ被害を及ぼすものであることは否定できない」と結論したところである。今回のパブリックコメントのなかで、その結論を変更する必要がある意見は提出されなかったと考える。

##### 2) オオクチバス以外の外来生物（36 種類）への主な意見について

国内被害が未報告のフクロギツネまで指定されるのは問題である等の意見が寄せられた。これに関しては、国外で被害が確認されており、日本の気候、地形等の自然環境の状況に照らして我が国で被害を生じるおそれがあると認められることから、結論を変更する必要はないものとする。

#### (3) 社会的・経済的影響その他に関する考え方

##### 1) オオクチバスについて

(イ) オオクチバスに関して、社会的・経済的影響の観点から指定に反対する意見が寄せられた。

(ロ) これに関しては、外来生物法は釣りやキャッチアンドリリースを禁止するものでなく、この点について誤解があると思われる意見が見られたほか、「オ

オクチバスによる生態系等に係る被害を防止することは喫緊の課題であり、本法の枠組みを活用することが重要」であるとの考え方は、変更することは適切でないとする。

2) オオクチバス以外の外来生物(36種類)への主な意見について

台湾ザル等に関して研究開発に有効利用されている等の意見が寄せられた。これに関しては、学術研究目的の場合、特定飼養等施設の基準等を満たせば飼養等の許可の対象になり得ることから、特に問題を生じないものと考えられる。

(4) 37種類の外来生物の取扱いについて

上記の考え方を踏まえれば、37種類の外来生物については第一次の指定対象とすることが適切である。

2 第一次の指定対象として適切とされた37種類以外の外来生物に関する考え方

(1) 第一次の指定対象として適切とされた37種類以外に、追加指定を検討すべき外来生物についての意見が寄せられた。

(2) これらの中には、科学的な観点から有益な情報も含まれていると考えられることから、更に本専門家会合として精査し、第二次以降の選定作業において、参考にすることが適切と考える。